



お知らせカレンダー

No. 1851 【 8月27日 発行 】

令和8年8月31日 ～ 令和8年9月13日

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,640 世帯

人口 4,873 人

男: 2,377 人

女: 2,496 人



(令和8年7月31日現在)

日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
31	(月)				



日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
1	(火)				
2	(水)				
3	(木)				
4	(金)				
5	(土)	応急処置(救命救急)講習	10:00～11:00	与論分遺所 2階会議室	与論分遺所
6	(日)				
7	(月)				
8	(火)				
9	(水)				
10	(木)				
11	(金)				
12	(土)				
13	(日)				



～供利港や茶花港(エガシマ)を利用される方々へ～

供利港や茶花港(エガシマ)に車やバイク等を置いて島外へ出発されるケースが見受けられます。

万が一、高潮や台風の影響で海に車等が流されると、海中から引き上げられるまでの間、定期船の入港ができず、島の生活全体に大きな影響を与えかねないことがありますので、供利港や茶花港(エガシマ)に車やバイク等を駐車したまま、島外へ出発されないよう町民の皆様のご協力をお願いします。

また木製パレットについては、これまでも持ち帰りをお願いしているところですが、依然として、荷物のみ持ち帰るケースが多発しており、投棄・放置する状況が見受けられます。港湾区域内での投棄や放置は、法律で禁止されています。木製パレットも荷物の一部ですので、必ず持ち帰っていただき、与論島の玄関口である与論港をきれいに利用していただきますようご協力をお願いいたします。

大島支庁 沖永良部事務所 総務福祉課
与論町役場 建設課

猫を他人の土地に 捨てないでください。

猫を捨てることは、
**動物の命を奪うだけでなく、
法律違反になります。**

捨てられた猫は、食べ物や水がなく、
病気や事故の危険にさらされ、
とても苦しい思いをします。



近隣の方の
**迷惑やトラブル
につながります!**

- ✓ 鳴き声やフン尿の被害
- ✓ 庭や畑の荒らし
- ✓ アレルギーや衛生面の不安
- ✓ 地域の間人関係の悪化

大きなトラブルに発展することもある!



動物を遺棄・虐待した場合、法律により罰せられます。

動物の愛護及び管理に関する法律により、
100万円以下の罰金が科されることがあります。



どうしても飼えなくなったときは…

新しい飼い主を
探しましょう



知人や友人、里親募集サイト
などを活用しましょう。

動物愛護団体や
行政に相談しましょう



保護や譲渡の相談に
のってくれます。

不妊去勢手術を
受けさせましょう



望まない繁殖を防ぎ、
不幸な命を増やしません。

最後まで責任を持って、
飼いましょう



命を預かったからには、
愛情と責任を持ちましょう。

命を捨てないで、
つないでください。

**猫も、あなたと同じ大切な命です。
やさしい行動が、未来を変えます。**

地域の環境と、すべての命を守るために、ご協力をお願いします。



あなたの未来に残していきたい与論島の景観を教えてください ～景観条例制定に向けた集落座談会のご案内～

あなたが大切に思う与論島の風景を、未来へつなぎませんか。

与論町では、島の美しい自然や集落のたたずまい、暮らしの風景を次の世代へ引き継ぐため、景観条例の策定を進めています。

そこで、地域の皆さまから「未来に残したい与論島の景観」についてお話を伺うため、集落座談会を開催します。

「いつもの風景だから…」と思う景色が、実は与論島らしさを表す大切な宝物かもしれません。

皆さまの想いや思い出をぜひお聞かせください。

■開催日程

No.	集落名	日付	時間	場所
1	立長集落	8月29日（土）	10:00～11:30	立長自治公民館
2	茶花集落		13:30～15:00	茶花自治公民館
3	城集落		16:00～17:30	城自治公民館
4	朝戸集落	8月30日（日）	10:00～11:30	朝戸自治公民館
5	西区集落		13:30～15:00	西区自治公民館
6	東区集落		16:00～17:30	東区自治公民館
7	古里集落	9月6日（日）	10:00～11:30	古里自治公民館
8	叶集落		13:30～15:00	叶自治公民館
9	那間集落		16:00～17:30	那間自治公民館

※お住まいの集落に限らず、ご都合のつく時間帯の集落へのご参加も可能です。

開催概要

日時・場所：上記開催日程のとおり

対象：地域にお住まいの皆さま（どなたでも参加できます）

参加費：無料

申込み：不要

座談会の内容（予定）

・与論町景観条例制定の概要説明

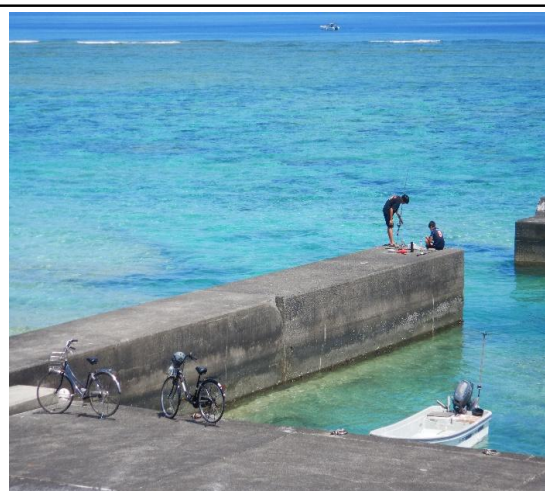
・「未来に残したい景観」について意見交換

・景観の課題や魅力について自由に語り合います

堅苦しい会ではありません。

お茶を飲みながら気軽にご参加ください。

お子様の夏休みの日記や自由研究のテーマとしてのご参加也大歓迎です。



あなたの声が、未来の与論島をつくります。

「守りたい景色」・「好きな風景」・「子どもや孫に残したい景観」

一人ひとりの想いが、与論島らしい景観づくりにつながります。

○お問い合わせ先 環境課 担当：喜村 TEL 0997-97-4712

災害被害者に対する町税等の減免について

台風13号被害による災害被害者について、町税等の減免申請を受付いたします。

○申請期限

令和8年10月6日（火）までに申請して下さい。

*申請期限を過ぎますと減免の対象外となる場合があります。

○申請方法

「減免申請書」を担当課に提出して下さい。減免申請書は担当課窓口にてお渡しします。

申請を受けて、後日被害状況を調査し、減免の対象になるかの判断をします。

概 要	災害により損害を受けたものに対して課する令和8年度分の町税等のうち 令和8年8月以後の納期に係る税額については、軽減又は免除する。
■ 町民税・国民健康保険税（税務課） ■ 介護保険料・後期高齢者医療保険料（健康長寿課） 【対象者】 その者の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填される金額を除く）がその住宅又は家財の価格の30％以上であるもの	
■ 固定資産税（税務課） 【対象者】 （農地・宅地） 被害面積が当該土地の面積の20％以上であるもの （家屋） 内装、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の20％以上の価値を減じたとき	

お問い合わせ：与論町役場 税務課（TEL：0997-97-3133）

健康長寿課（TEL：0997-97-4992）

東前浜墓地の使用者を探しています！

本町では墓地の適正な管理のため、墓地使用者の確認を行っています。

現在、東前浜墓地の使用者が確認できていない区画について、現地区画前に「墓地使用者確認のお願い」の看板を設置しています。

東前浜墓地を使用されている方は、ご自身またはご親族の墓地区画に看板が設置されていないかご確認をお願いします。

また、看板が設置されている区画の使用者やご親族をご存じの方は、下記まで情報をお寄せください。
（順次他の町有地化された墓地についても実施予定）

皆さまのご協力をお願いいたします。

問合せ先

町民生活課 97-4930

東前浜 No. ○○

墓地調査にご協力をお願いします
墓地の使用者を
探しています

この区画の使用者または
使用者をご存じの方は
下記までご連絡ください
※上記の番号もお伝えください

連絡先 役場町民生活課
0997-97-4930

ご連絡が難しい方は
集落と氏名をご記入下さい

集 落	氏 名

工事に伴う車両通行止め規制のお知らせについて

工事のお知らせ

県道(中央通り)で道路掘削工事を行うため、
作業期間中の昼間は**県道(中央通り)の一部で**
車両の通り抜けができなくなります。
約2週間程度、車両の通行は迂回をお願いします。



工事作業期間 ※交差点通行止め期間

2026年8月31日(月)～2026年9月11日(金)頃まで
天候などにもよりますが、約2週間程度を予定しております。

道路規制について

作業中は原則、県道は通り抜けできません。

ただし、作業内容次第で

信号機を設置しての片側交互通行規制に切り替えを行います、
車道の幅が一部狭くなるため、車両の通行は混雑が予想されます。

お急ぎの方や大型車両はなるべく迂回をお願い致します。

作業区域内の居住者様や店舗様は個別に誘導致しますので

現場担当者(古賀)、もしくは交通誘導員へお声掛け下さい。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

工事会社

西部電気工業(株) 担当者:古賀(こが) 連絡先:080-3960-6309

産業課からのお願い

セグロウリミバエの発生状況を確認するため、9月上旬から島内全域を対象に、家庭菜園等で栽培されている果実の調査を実施します。調査では、家庭菜園等にある果実のうち、

- ・落下している不要な果実
- ・変色しているもの
- ・生育不良など、外観や生育に異常が見られるもの

などを対象として、果実内部にセグロウリミバエの幼虫がいないか回収して確認します。
調査の結果、セグロウリミバエの幼虫が確認された場合は、まん延防止のため、対象作物の全撤去をお願いする場合があります。
その際は、産業課職員が現地へ伺い、撤去についてご説明・お願いをいたしますので、あらかじめご承知おきください。

皆さまにはご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【お問い合わせ】
産業課 ☎ 97-4924

屋外広告物適正化旬間について



●屋外広告物について

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものなどをいいます。

●屋外広告物の許可・申請について

屋外広告物は自分の管理する土地や物件に設置した物であっても、場所や広告の種類によって申請が必要な物があります。詳細については鹿児島県ホームページ、または役場建設課までお問合せください。

●屋外広告物適正化旬間について

屋外広告物の適正化について意識啓発を図るため、国では、毎年9月1日から10日を「屋外広告物適正化旬間」として定めています。

●屋外広告物の維持管理について

屋外広告物の安全性を確保するためには、全ての屋外広告物について、適切な維持管理が必要となります。屋外広告物を安全に管理するため、定期的に安全点検を行ってください。

与論町廃屋等解体・撤去補助金についてのお知らせ「募集」

町内に存する危険家屋及び廃屋の解体・撤去に係る工事費用の一部を助成します。

申請希望者は下記期限までに申請書及び必要書類を提出してください。

【申請期間】

令和8年8月27日(木)～令和8年9月14日(月)

【申請方法】

申請書(与論町ホームページでダウンロード, または建設課までお越しください) と
必要書類の提出。

【要件】

- ・不良住宅度の判定が100点以上であること。
- ・補助金の交付決定前に工事に着手していないこと。
- ・年度内に完了する工事であること。
- ・解体撤去工事に要する費用が30万円以上の工事であること。
- ・申請者本人及び同一世帯人が市区町村税を滞納していないこと。
- ・解体撤去後の土地は適切に活用または管理すること。

【補助金額】

工事費用の30%の額とし, 上限30万円。

※本事業は予算の範囲内での実施であるため, 予算を上回る申請があった場合は
不良度の評点が高い申請を優先とします。

その他詳細についてのお問い合わせ, 申し込み先

与論町役場 建設課【0997-97-4928】

フェリーの乗船手続きについて

フェリーの乗船手続きは以下の内容とさせていただきます。

【乗船手続き時間】

- 鹿児島行の上り便 10時30分～11時30分まで
- 那覇行の下り便 12時30分～13時30分まで

【手続き場所】

供利港待合所

※コンテナハウスでは原則として販売いたしません。あらかじめご了承ください。

(各代理店の事務所でも販売しています。)←販売時間は各事務所にお問い合わせください。

※寄港地変更で茶花港になる場合もあります。

*有人車・無人車・原付・自動二輪車・自転車は予約制です。

(当日空きがあれば乗船できますが、制約があるときはお断りする場合もあります。)

*お見送りの際、紙テープ・ビニール製テープのご使用はご遠慮ください。

ご乗船に関しての問合せは、各代理店へお願いいたします。

マルエーフェリー(株) 与論代理店 (有)有村運送店 0997-97-3251

マリックスライン(株) 与論代理店 (株)龍野運送店 0997-97-3151

令和8年度 特定健診(厚生連健診) 日程等のお知らせ

胃がん検診(バリウム使用74歳まで：10月のみ実施)・前立腺がん検査・腹部超音波検査・胃がんリスク検査・心不全リスク検査・肝炎検査・歯科検診・頸動脈エコー検査・すい臓がん検査(腫瘍マーカー)・大腸がん検査(検体回収)も実施します！
 ※大腸がん検査を受診される方は、事前に保健センターで容器をお受け取りください。

特定健診(厚生連健診) ※砂美地来館の開場時間は、6時50分です。

健診日	受付時間	事業所及び対象集落等	胃がん (バリウム)	歯科 検診	頸動脈 エコー検査	場所
7月10日(金)	7:00～9:00	立長・城・朝戸	×	7:30～9:30	頸動脈エコー検査は予約制のため、当日希望者はキャンセル待ちでの対応のみとなります。	砂美地来館
7月11日(土)	7:00～9:00	古里・叶・那間	×	7:30～9:30		
7月12日(日)	7:00～9:00	茶花①	×	×		
7月13日(月)	7:00～9:00	西区・東区・茶花②	×	×		
7月14日(火)	7:00～8:30	全集落	×	7:30～8:30		
10月1日(木)	7:00～9:00	与論・茶花校区	○	×		
10月2日(金)	7:00～9:00	那間・茶花校区	○	7:30～9:30		
10月3日(土)	7:00～8:30	全集落	○	7:30～8:30	下記参照※	

※頸動脈エコー検査(要予約)は特定健診の日程と異なります。受診希望の方は、保健センターへご連絡ください。また、**すでにご予約済みの方で、日程変更・キャンセルご希望の方も、保健センターへ必ずご連絡ください。**

CHECK! 最終日の10/3(土)は受付終了時間が8:30となります。
 受診を希望されている方は、お間違えのないようにお気を付けください。

健(検)診料金表

※年齢基準日：令和9年4月1日

健(検)診名		自己負担額	料金設定年齢・等	
基本健診(特定健診・事業所健診等)		無料	40歳から	問診・尿検査・身体計測・腹囲測定・血液検査・心電図検査等
オプション検査	腹部超音波検査	700円	40歳から	超音波検査
	前立腺がん検査	1,900円	50歳未満	血液検査
		400円	50歳以上	
	肝炎ウイルス検査 (B型)	400円	下記年齢外	血液検査
		無料	40歳から5歳ごと、75歳以上	
	肝炎ウイルス検査 (C型)	1,800円	下記年齢外	血液検査
		無料	40歳から5歳ごと、75歳以上	
	胃がんリスク検査 (ピロリ菌・胃委縮度検査)	3,300円	ピロリ菌除菌したことがない方・胃切除後ではない方・腎不全ではない方・2か月以内に胃薬を服用していない方	
	心不全リスク検査	3,000円	基本健診を受診した方	
	すい臓がん検査(腫瘍マーカー)	7,700円	検査を希望する方	
歯科検診	無料	歯科検診を希望する方		
胃がん検診(バリウム使用)	1,000円	40歳から74歳まで		
大腸がん検査 (要予約)	300円	40歳から	便潜血 反応検査	
	無料	75歳以上		
頸動脈エコー検査(要予約)		4,200円	40歳以上で検査を希望する方	
			超音波検査	

【問い合わせ・申込み先】与論町保健センター TEL0997-97-5105

「こどもの人権相談」強化週間

こどもをめぐる様々な人権問題の解決のため専用相談電話「こどもの人権相談」強化週間を実施します。

相談内容は、いじめ、体罰、虐待など内容は問いません。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

実施日時

強化期間：令和8年8月28日(金)～9月3日(木)

時 間：平日 午前8時30分～午後7時

土曜日・日曜日 午前10時～午後5時

電話番号：0120-007-110 (通話無料)

※ 一部のIP電話からは接続できません。

※ 相談には法務局職員または人権擁護委員が応じ、秘密は厳守されます。

問合せ先

鹿児島地方法務局人権擁護課

(TEL：099-219-2170)

弁護士無料法律相談会開催のお知らせ

★夫婦・家族の相談 ★遺産・相続の相談 ★金銭トラブルの相談
★土地・建物等の相談 ★成年後見の相談 ★B型肝炎の相談 等々……

下記日程で、無料の法律相談会を開催いたします。
相談を希望される方は、総務企画課までご連絡ください。

開催日時：令和8年9月24日（木）

受付時間：14:30～17:30（お一人につき、30分程度）

開催場所：与論町役場2階 相談室2

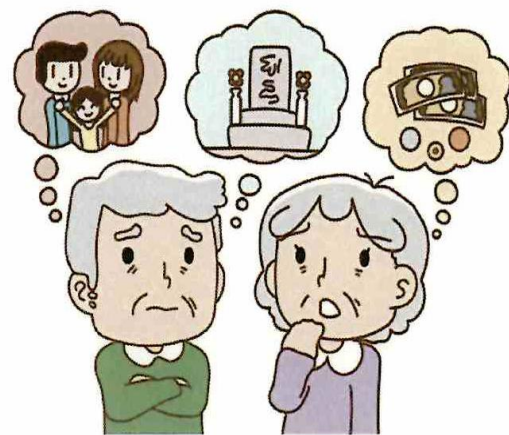
弁護士：鈴木 穂人氏（沖縄県弁護士会所属・そらうみ法律事務所浦添事務所）

※事前予約制・予約枠が埋まり次第受付終了

※予約受付の際、相談に必要な個人情報と大まかな相談内容について聞き取りをさせていただきます。

※相談者が当日の弁護士の訴訟の相手である場合など、相談を受けられない場合もありますので、その旨ご了承ください。

お申込み・お問合せ先…総務企画課(97-3111) 担当:森田



終活（遺言、任意後見契約等）は

お済みでしょうか？ 相談無料・

出張可 まずは、お電話ください！

※公証週間（10/1～10/7）以外の日でも常時（平日）相談受付中

名瀬公証人役場（国の機関） 0997-52-2661

応急処置（救命）講習のお知らせ

もしものときに、大切な命を救えるのはあなたです！

○ 実施日時

令和8年9月5日（土）、令和8年9月6日（日） 10:00～11:00

○ 講習場所

沖永良部与論地区広域事務組合 与論分遣所 2階会議室

○ 講習内容

- 1 成人に対する心肺蘇生法（人工呼吸と心臓マッサージ）
- 2 AED（自動体外式除細動器）の使用方法

○ 受講対象者

与論町在住者で中学生以上

○ 募集定員 1日15名程度

受講料は無料。服装は訓練のできる服装

※応急処置講習に対しての修了証の発行はございません。

※申し込み、問い合わせは、与論分遣所 警防係まで

<連絡先>

与論分遣所 警防係

TEL：0997-97-0119



あなたも輪をつなぐ一人になりましょう！